

# 令和7年度 償却資産 (固定資産税)

# 申告の手引



市税につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用の償却資産にも課税されます。事業を行っている方は毎年1月1日現在で盛岡市内に所有する資産について申告が必要です。(地方税法第383条による)

つきましては、この手引をご覧ください、同封の申告書に必要事項を記入のうえ、下記の期限までにご申告をお願いいたします。

**申告書の提出期限 令和7年1月31日(金曜日) 厳守**

※ 期限日直前は窓口が混み合います。1月22日(水)頃までの提出にご協力くださいますようお願いいたします。

## ■ 郵送による申告について

郵送される場合は、申告書控えはお手元に保管してください。なお、申告書控えの受付印を希望される方は、必ず控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## ■ 電子申告について

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる申告もご利用いただけます。詳しい申告の方法は、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。▶



eLTAXで申告の際は、**種類別明細書(増加資産・減少資産)**の添付にご協力をお願いいたします。

### 申告書の書き方・提出について

- 1 申告から納税までの流れ・・・2ページ
- 2 提出していただく書類等について・・・3ページ
- 3 償却資産申告書の書き方および電算処理により申告する場合・・・4、5ページ
- 4 **種類別明細書(増加資産・全資産用)**の書き方・・・6ページ
- 5 **種類別明細書(減少資産用)**の書き方・・・7ページ
- 6 償却資産の種類と耐用年数・・・8ページ

### 償却資産・固定資産税について

- 7 償却資産について・・・9ページ
- 8 国税との主な違い
- 9 家屋と償却資産の区分・・・10ページ
- 10 税額等の算出方法・・・11ページ
- 11 税率と免税点
- 12 非課税・課税標準の特例について
- 13 実地調査等について・・・12ページ

## 申告書の提出(郵送)先とお問い合わせは



市広報キャラクター:モリ

盛岡市 財政部 資産税課 償却資産係

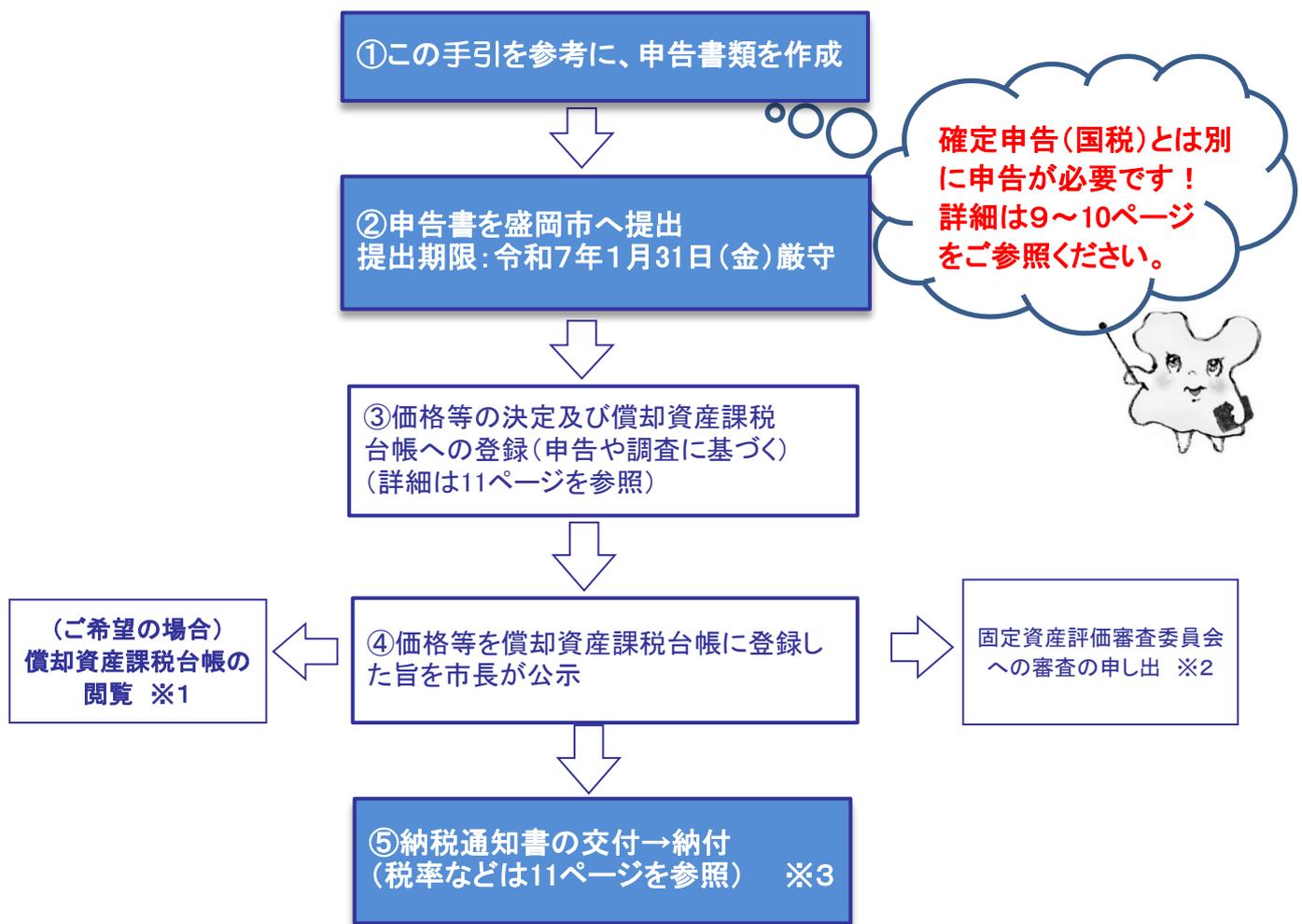
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号(盛岡市役所別館6階)

電話:(019)613-8407(直通)

FAX:(019)622-6211(代表)

この用紙は再生紙を使用しております

# 1 申告から納税までの流れ



- ※1 償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方が閲覧に供することができます。閲覧は、4月1日から可能となります。(土曜・日曜・祝日を除く)
- ※2 償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、文書をもって盛岡市固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。
- ※3 4月初旬に納税通知書をお送りいたします。納期は年4回です。  
納期限については、納税通知書に記載しますので、そちらをご確認ください。
- ※4 固定資産税は、全国のeL-QR対応金融機関等の窓口、盛岡市役所納税課(本庁舎別館2階)、都南総合支所、玉山総合事務所、各支所、各出張所、指定のコンビニエンスストア又はMMK(マルチメディアキオスク)設置店で直接納付していただくか、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、市の指定する取扱金融機関の預貯金口座からの口座振替によって納付することができます。

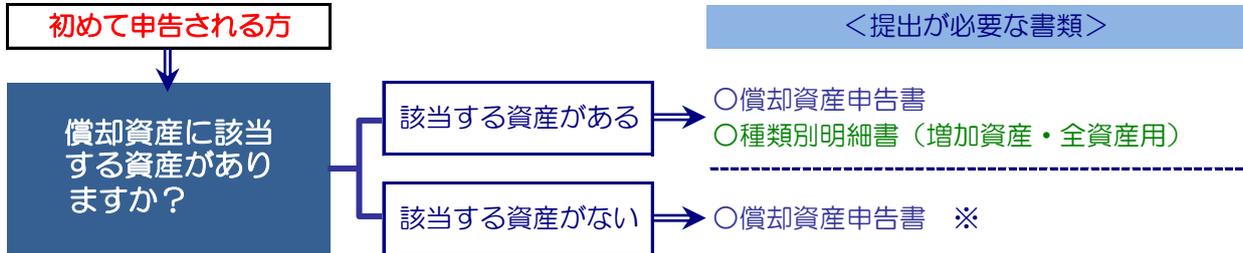
**納税は、便利で確実な口座振替をご利用ください**

手続きの方法や必要な書類は納税通知書とあわせてお送りします

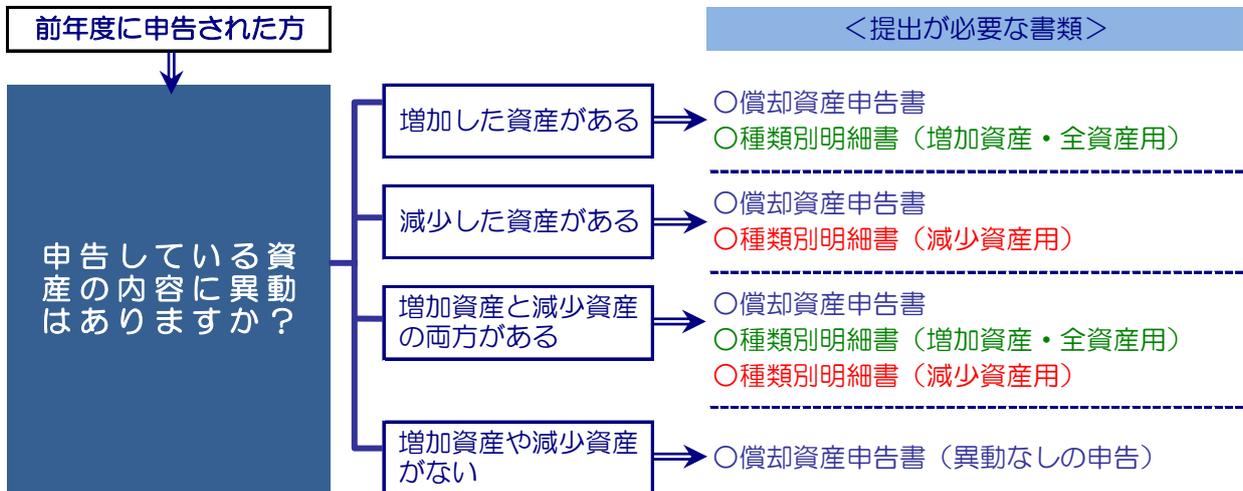
## 2 提出していただく書類等について

### ■ 提出書類

以下の表から、当てはまるケースを選択し、必要書類を提出してください。（各様式の書き方は、次のページ以降にあります。）電算処理により申告される方は、4ページを参照してください。



※ 償却資産に該当する資産がない場合は、「**該当資産なし**」の申告をお願いいたします。



※ **種類別明細書（減少資産用）**は、減少資産がある場合のほか、これまでの申告内容に訂正がある場合も使用します。

#### 申告の際の注意点

- ・ アパートや賃貸マンション、貸駐車場、農業用機械をお持ちの方も、償却資産に該当するものがありますので、申告が必要となります。
- ・ 申告書が送られてきた方で、償却資産に該当する資産をお持ちでない方は、申告書備考欄の「該当資産なし」の項目を○で囲み、その他必要事項を記入の上、提出してください。
- ・ 令和7年1月1日より前に廃業・転出等により盛岡市内に所有する償却資産がなくなった場合には、お手数でも盛岡市資産税課償却資産係まで電話等によりその旨を連絡してください。
- ・ 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで償却を終えた減価償却資産でも、事業に使用できる状態にある限り申告は必要です。なお、償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の100分の5（5％）に相当する額となります。（国税との主な違い→10ページ参照）

### 3 償却資産申告書の書き方

前年度までに申告された方には、これまでの申告に基づいて印字しています。訂正、変更がある場合は、抹消線を引き余白に正しい内容を記入してください。

初めて申告される方は、申告書右上の台帳コード欄を除いて、すべての記入をお願いいたします。

**住 所**  
住所を記入してください。アパート・ビル名や部屋番号も記入してください。  
前年に申告された方で、変更や訂正がある場合は、抹消線を引き訂正してください。

**氏名（屋号）**  
氏名もしくは事業者名（ふりがな）を記入してください。  
事業所に屋号がある場合は屋号を記入してください。  
前年に申告された方で、変更や訂正がある場合は、抹消線を引き訂正してください。

**取得価額**  
前年に申告された方へは「前年までに申告したもの(イ)」に前年までの取得価額が印字してあります。  
(ロ)には、前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(ハ)には、前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。「計(ニ)」には(イ)-(ロ)+(ハ)の結果を記入してください。  
初めて申告される方は、今回申告する全資産を種類ごとに合計し、(ハ)と(ニ)に同じ金額を記入してください。(イ)と(ロ)は空欄のままにしてください。  
下段の緑色の網掛け欄は電算処理による申告を行う方だけが使用する欄です。

令和7年度  
**償却資産申告書（償却資産課税）**

受付印 ① 令和7年1月18日 盛岡市長殿

1 住所	〒020-0921 0024 茨園1-15-1 岩手県盛岡市中央通一丁目15番1号	③ 個人番号又は法人番号	012
2 氏名 (又は納税通知書送達先)	もりおかぷりんと 株式会社 盛岡プリント (代表取締役 償却 太郎 様分)	④ 事業種目 (資本金等の額)	印刷業
3 取得価額	(屋号 盛岡印刷) モリオカプリントサービス	⑤ 事業開始年月	
		⑥ 税理士等の氏名	

資産の種類	取得価額			
	前年までに申告したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	今年増加申告するもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構築物	3,000,000	1,000,000	1,300,000	3,300,000
2 機械及び装置	9,000,000	6,000,000		3,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	2,000,000	588,500	1,394,500	2,806,000
7 合計	14,000,000	7,588,500	2,694,500	9,106,000

資産の種類	評価額			決定価格			課税標準額		
	十	百	千	十	百	千	十	百	千
1 構築物									
2 機械及び装置									
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合計									

電算処理による申告を行う方のみ記入してください。  
それ以外の方は、何も記入しないでください。

※ 償却資産申告書及び種類別明細書は、盛岡市のホームページ内の『オンラインサービス』で直接入手することもできます。



**電算処理により申告する場合**  
自社電算機により処理をした全資産申告書(電算申告書)を提出する場合は、令和7年1月1日現在盛岡市に所在する全資産を申告してください。その際は、以下の点にご注意ください。  
(1) 申告書は地方税法施行規則第26号様式に準じたものであれば任意の様式で提出することができますが、その場合は必ず盛岡市から送付した申告書を添えて提出してください。  
(2) 令和7年1月1日現在の全資産の種類別明細書及び前年中に減少した資産の明細書を添付してください。

- 今回の申告内容
1. 異動あり
  2. 異動なし
  3. 廃業・解散・転出・その他
  4. 該当資産なし
  5. その他

**この申告に回答する者の所属及び氏名**

償却資産申告の内容について、盛岡市からの問い合わせに対応いただくことができる方のお名前や部署(役職)名と、連絡先となる電話番号を記入(訂正)してください。

**マイナンバー**

マイナンバー法施行により平成28年度分から記入が必要になりました。

台帳コード		② 2200 — 000												
3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	⑦ 短縮耐用年数の承認	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
										⑧ 増加償却の届出	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
( 35 百万円 )										⑨ 非課税該当資産	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
昭和59年 5 月										⑩ 課税標準の特例	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
(決算期) 3 月										⑪ 特別償却又は圧縮記帳	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
⑫ 税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法 ⑬ 青色申告 (有) 無														
15 盛岡市内における事業所等資産の所在地		⑭ ① 盛岡市 厨川5-30-1 ② 盛岡市 川目10-1-1(工場) ③ 盛岡市												
16 借用資産		⑮ 貸主の名称等 せきれいリース 株式会社 (コピー機・パソコン)												
17 事業所用家屋の所有区分		⑯ 自己所有 借家												
18 備考(添付書類等)		① 異動あり (増加資産・減少資産) ② 異動なし ③ 廃業・解散・転出・その他 ( ) 上記事実の発生日 ( 年 月 日 ) ④ 該当資産なし ⑤ その他												

第二十六号様式(提出用)

① 申告年月日	申告する年月日を記入してください。(提出日もしくは発送日)
② 台帳コード	記入、訂正はしないでください。
③ 個人番号又は法人番号(マイナンバー)	右詰で記入してください。個人番号は左端が1文字余ります。
④ 事業種目	事業内容を記入してください。2以上の事業を行っている場合は、主たる事業を記入してください。前年に申告された方で、変更や訂正がある場合は、抹消線を引き訂正してください。
⑤ 事業開始年月	盛岡市で事業を開始した年月及び決算期を記入してください。
⑥ 税理士等の氏名	税理士に本申告書の作成、もしくは経理を委託している場合は、その税理士の氏名、電話番号を記入してください。
⑦ 短縮耐用年数の承認	国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無
⑧ 増加償却の届出	税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無
⑨ 非課税該当資産	地方税法第348条などの規定により非課税に該当する資産の有無
⑩ 課税標準の特例	地方税法第349条の3などの規定により課税標準の特例に該当する資産の有無
⑪ 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法による特別償却及び法人税法(所得税法)による圧縮記帳の有無
⑫ 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法が定額法か定率法かどうか
⑬ 青色申告	法人税法(所得税法)の規定による青色申告を行っているかどうか
⑭ 盛岡市内における事業所等資産の所在地	盛岡市内で事業用の資産が所在する(資産を使用している)場所を記入してください。所在地が多数ある場合は、別紙で提出してください。すでに申告されている所在地に変更や閉鎖等がある場合は抹消線を引き、変更の場合は加筆訂正してください。新規出店等で所在地が増加した場合は空いている欄に記入してください。
⑮ 借用資産	リースを受けている資産の有無を選び、「有」の場合はその貸主、資産名称を記入してください。
⑯ 事業所用家屋の所有区分	事業所として使用している家屋(部屋)が、自己(自社)所有か借家か、該当する方を○で囲んでください。

それぞれ該当する方を○で囲んでください。  
非課税や課税標準の特例、耐用年数短縮、増加償却に該当する資産がある場合は、各種届出書の写しや添付書類の提出が必要です。

**備 考**

※で該当する項目を○で囲んでください。  
 資産の増減がある場合  
 前年までに申告された資産に異動がない場合(異動なしの申告)  
 廃業や移転等で市内に所有するすべての資産がなくなった場合  
 ① 初めて申告される方で、申告する資産がない場合(該当資産なしの申告)  
 ② 申告に必要な事項、添付書類等があればお書きください。

## 4 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

この明細書は、前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に新たに取得した償却資産及びそれ以前に取得したものの、まだ申告されていなかった資産があった場合に提出するものです。

種類別明細書（減少資産用）の内容とあわせて、令和7年1月1日現在の実際の資産状況を記入してください。

初めて申告される方は、令和7年1月1日現在で所有している償却資産を記入してください。

令和 7 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

② ②所有者名 株式会社 盛岡プリント

行 番 号	③ 資産の種類	④ 資産の名称等	⑤ 数 量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額 (円)	⑧ 耐用年数	減価 残存率	備 考	課税標準額 の特例	課税標準額	⑨ 増加事由	⑩ 摘要
				年	月	日								
01	1	駐車場アスファルト舗装	1	R	6	7	1,300,000	10					1-2	
02	6	絵画	1	H	26	10	800,000	8					1-2	美術品
03	6	キャビネット	2	H	22	9	240,000	15					1-2	通達改正
04	6	応接セット	4	S	63	11	92,000	8					1-2	申告忘れ
05	6	プリンター	1	H	18	7	262,500	5					1-2	仙台市より移動
06													1-2	耐用年数訂正

※ 網掛け部分は記入しないでください。

※ 網掛け部分は記入しないでください。

① 台帳コード	申告書の右上に印字しているコードを記入してください。 初めて申告される方は何も記入しないでください。
② 所有者名	資産の所有者となっている法人（個人）名を記入してください。名称変更があった場合は、変更後の名称を記入してください。
③ 資産の種類	今回申告する償却資産について、該当する種類の番号を記入してください。 償却資産は以下の6種類に分類されます。資産の分類は8ページを参考にしてください。 1. 構築物      2. 機械及び装置      3. 船舶 4. 航空機      5. 車両及び運搬具      6. 工具・器具及び備品
④ 資産の名称等	貴社（あなた）の固定資産台帳や減価償却明細書の資産名称と同じものを記入してください。 ※名称が21文字以上の場合、盛岡市の償却資産課税台帳には20文字目までが登録されます。
⑤ 数量	取得した償却資産の数量を記入してください。 資産の単位が面積など個数ではない場合は、すべて数量「1」としてください。
⑥ 取得年月	取得した年月を記入してください。 (記入例) 令和6年7月の場合 R. 6 . 7   あるいは 5. 6 . 7 平成31年4月の場合 H. 31 . 4   あるいは 4. 31 . 4 昭和63年11月の場合 S. 63 . 11   あるいは 3. 63 . 11
⑦ 取得価額	それぞれの資産の取得価額を記入してください。 取得価額は、償却資産の取得からその用途で使えるようになるまでに要した全ての金額を言います。例えば、その資産の購入に要した金額(荷役費、購入手数料、関税など)や、資産を事業に使えるようにするために要した費用(据付費、工事費、試運転費用など)を含みます。 法人税法(所得税法)による圧縮記帳は認められていませんので、 <b>圧縮額を含めた実際の取得価額を申告</b> してください。税抜経理方式を採用している場合、取得価額は消費税額を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合には消費税額を含んだ金額となります。
⑧ 耐用年数	それぞれの資産の耐用年数は財務省令で定められた「耐用年数」を用いて記入してください(8ページ参照)。通常、法人税法(所得税法)上の減価償却に適用している耐用年数と同じです。ただし、耐用年数の短縮がある場合や中古資産を取得した場合はこの限りではありません。
⑨ 増加事由	4つの事由の中で当てはまる番号一つを○で囲んでください。 1. 新品取得    2. 中古品取得    3. 移動による受入れ    4. その他
⑩ 摘要	増加事由が「3 移動による受入れ」の場合は、移動前の資産所在地を記入してください。 増加事由が「4 その他」の場合は、その事由を記入してください。 その他、資産の評価にあたって必要事項がある場合は記入してください。

# 5 種類別明細書(減少資産用)の書き方

この明細書は、前年度までに申告された償却資産について、令和7年1月1日までに減少した場合や、当初の申告内容に変更があった場合（数量や取得価額などの減少も含む。）に提出するものです。

令和 7 年度

**種類別明細書(減少資産用)**

① 台帳コード 2200 — 000		② 所有者名 株式会社 盛岡プリント	
③ 抹消コード * 1 01 360 1		④ 資産の名称等 来客用駐車場舗装	
⑤ 数 1	⑥ 取得年月 昭 59 年 9 月	⑦ 取得価額 1,000,000	⑧ 減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 1 全部
⑨ 摘要			

行番号	③ 抹消コード			④ 資産の名称等	⑤ 数 量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額 (円)	⑧ 減少の事由及び区分	⑨ 摘要	
	種別	所在	年度			年	月	日				1売却
01	*	1	01	360	1	昭	59	9	1,000,000	1 〇 3 〇 4	1 〇	
02		2	01	363	1	昭	62	5	6,000,000	1 〇 3 〇 4	1 〇	
03		6	01	402	1	平	1	6	200,000	1 〇 3 〇 4	1 〇	一台除去 3台600,000円→2台400,000円
04		6	01	411	1	平	10	5	126,000	1 〇 2 〇 4	1 〇	県南支店に移動
05		6	01	419	1	平	18	7	262,500	1 〇 2 〇 3 〇 4	1 〇	耐用年数の訂正
06										1 〇 2 〇 3 〇 4	1 〇 2	

※ 網掛け部分は記入しないでください。

（前年度までに申告された償却資産の内容に訂正（一部除去以外）がある場合は、資産一覧表を参考に、訂正する資産を減少明細書に記入するとともに正しい内容を増加明細書に記入してください。（記入例の「行番号05」参照）

① 台帳コード	申告書の右上に印字しているコードを記入してください。
② 所有者名	名称変更があった場合は、変更後の名称を記入してください。
③ 抹消コード	該当する資産の資産コードを、別添の償却資産一覧表（下図参照）のとおりに入力してください。
④ 資産の名称等	減少した資産の名称を、別添の償却資産一覧表のとおりに入力してください。
⑤ 数量	減少した資産の数量を別添の償却資産一覧表のとおりに入力してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、その資産の減少した部分に対応する数量を記入してください。（記入例の「行番号03」参照）
⑥ 取得年月	減少した資産の取得年月を、別添の償却資産一覧表のとおりに入力してください。
⑦ 取得価額	減少した資産の取得価額を別添の償却資産一覧表のとおりに入力してください。（記入例の「行番号01」参照） なお、資産の一部が減少した場合は、その資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。（記入例の「行番号03」参照）
⑧ 減少の事由及び区分	減少の事由：資産が減少した事由について当てはまる番号一つを○で囲んでください。 1. 売却 2. 滅失(故障や陳腐化による廃棄など) 3. 移動(同事業所内で他市町村に資産が移動した場合) 4. その他 区分：資産全体が減少した場合は、「1(全部)」を、資産の一部が減少した場合は、「2(一部)」を○で囲んでください。
⑨ 摘要	減少の区分が「2(一部)」に該当する場合は、減少前と減少後の内容を記入してください。（記入例の「行番号03」参照） 移動による減少の場合は、移動先を記入してください。（記入例の「行番号04」参照） その他、その資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

## 償却資産一覧表

前年度までに申告をされていた方には、償却資産一覧表（B5版：右図参照）を同封しております。この一覧表には、盛岡市の償却資産課税台帳に現在登録されているすべての償却資産が記載されています。

申告書作成の際はこの一覧表でご確認ください。

なお、この一覧表は提出する必要はありません。また、この用紙では申告できません。

盛岡市 償却資産一覧表  
(令和6年1月1日現在)

資産コード		資産の名称		数量	取得年月	取得価額	耐用年数	非課			
種別	所在	年度	番号		年	月	日				
1	01	360	1	来客用駐車場舗装	1	昭	59	9	1,000,000	10	
2	01	363	1	印刷機械	3	昭	62	5	6,000,000	10	
6	01	402	1	エアコン	3	平	1	6	600,000	6	
6	01	411	1	ファクシミリ	1	平	10	5	126,000	5	
6	01	419	1	プリンター	1	平	18	7	262,500	6	
6	01	426	1	ロッカー	10	平	25	3	210,000	15	

この一覧表は、資産を取得するまでの取得価額を基準と

## 6 償却資産の種類と耐用年数

償却資産申告書には、資産の種類別の区分と資産ごとの耐用年数の記入が必要です。以下の表に記載の耐用年数はあくまで目安として掲載しています。また、耐用年数は材質により異なる場合があります。詳細については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から第6まで(第3及び第4を除きます。)に掲げる耐用年数となります。

番号	資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数														
1	構築物	自転車・自動車置場(金属造)	45	舗装路面(コンクリート敷、石敷、れんが敷)	15														
		独立キャノピー		下水道、飼育場(コンクリート造)															
		土留・擁壁		門・塀ブロック															
				20	外灯	10													
		屋上等の広告塔(金属製)	自転車・自動車置場(簡易なもの)																
		花壇・緑化施設	屋上等の広告塔(金属製以外)																
				15	フェンス(金属製)	7													
		屋外給排水・ガス引き込み設備	舗装路面(アスファルト敷)																
		屋外受水槽・浄化槽・貯水槽	移動性組立ハウス(物置など)																
		可動間仕切り	可動間仕切りのうち簡易なもの																
		18	側溝	3															
			露天式立体駐車設備																
2	機械及び装置	中央監視装置	18	食料品製造業用設備	10														
		太陽光発電設備	17	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備															
		受変電・自家発電設備	15	宿泊業用設備															
		冷房・暖房設備		輸送用機械器具製造業用設備	9														
		自動車整備業用設備		木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備															
				13		飲食店業用設備	8												
		冷房・暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備																
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	7													
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	家具又は装備品製造業用設備	11	映像、音声又は文字情報製作作業用設備														
		家具又は装備品製造業用設備	機械式駐車場設備	10	農業用設備		6												
			総合工事業用設備																
3	船舶	釣船	5	ボート	4														
4	航空機	飛行機、ヘリコプター	5・8・10																
5	車両及び運搬具	台車(金属製)	7	台車(金属製以外)	4														
		構内運搬車(フォークリフトなど)	4	除雪車															
		<b>償却資産における特殊自動車の取扱い</b> 特殊自動車のうち、農耕用(乗用装置のある田植機、コンバイン、トラクターなど)は最高速度が35km/h未満、それ以外のものは下表の規格をすべて満たす場合に限り小型特殊自動車となります。小型特殊自動車は軽自動車税の課税客体なので <b>償却資産申告は必要ありません</b> 。 下表の規格に該当しない特殊自動車は <b>大型特殊自動車</b> となります(ナンバーが0、00～09及び000～099または9、90～99及び900～999のもの)その場合は <b>償却資産申告が必要です</b> 。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>最高速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">制限なし</td> <td>35km/h未満</td> </tr> <tr> <td>それ以外の特殊自動車</td> <td>4.7m以下</td> <td>1.7m以下</td> <td>2.8m以下</td> <td>15km/h以下</td> </tr> </tbody> </table>					区分	長さ	幅	高さ	最高速度	農耕作業用自動車	制限なし			35km/h未満	それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下
区分	長さ	幅	高さ	最高速度															
農耕作業用自動車	制限なし			35km/h未満															
それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下															
6	工具・器具及び備品	金庫	20	楽器	5														
		事務机・ロッカー・キャビネット(金属製)	15	コピー機・ファクシミリ・シュレッダー															
		ブラインド(ただしカーテンレールを除く。)		自動販売機															
		消火器		レジスター															
		電話機・電話交換機(電話回線を使用するもの)	10	カメラ															
		時計		試験又は測定機器															
		除雪機		テレビ・カラオケ															
		看板…金属製・(*)非金属	10(*5)	理美容機器		4													
		応接セット…接客業用のもの・(*)その他のもの	5(*8)	プリンター															
		(*)陳列棚		電子計算機(サーバー等)															
		陳列棚(冷凍機付及び冷蔵機付)	6	パーソナルコンピュータ		3													
		ガス機器		カーテン															
		デジタル構内交換設備及びデジタル電話設備(ブロードバンド回線を使用するもの)		ネオンサイン		2													
冷蔵庫・洗濯機	治具・取付工具																		
冷房用又は暖房用機器	型・型枠(鍛圧工具及び打抜工具)																		
インターホーン及び放送用設備	衣装																		

# 7 償却資産について

## ■ 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の**事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます。

## ■ 申告が必要となる方

法人や個人の方で、工場や商店を営んでいたり、貸駐車場、賃貸アパートやテナントに建物を貸し付けているなど、事業を行っており、1月1日（賦課期日）現在で償却資産（詳しくは次項をご覧ください）を所有している方です。なお、前年以前に申告している方で、**前年中に資産の増減がない方でも申告は毎年必要**です。

## ■ 申告が必要な資産

**令和7年1月1日現在**でお持ちの**事業用資産**を申告してください。次に掲げる資産も申告の対象になります。なお、自分の事業に使う資産のほか、**事業として他人に貸し付ける場合（リース、農機具の貸出など）も含まれます。**

- (1) 償却済資産、簿外資産であっても、令和7年1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- (2) 建設仮勘定で経理されているもののうち、令和7年1月1日現在すでに完成し、事業の用に供することができる部分
- (3) 未稼働状態・遊休状態であっても、事業の用に供することができる状態にある資産
- (4) 大型特殊自動車（→8ページ 特殊自動車の取扱い）
- (5) 取得価額が1点100万円未満の美術品（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかでないものを除く）
- (6) 所有権留保付売買資産で販売代金が完済されていないものであっても、買主がすでに事業の用に供している資産（買主が申告することとなります）
- (7) 修理・改良のため支出した金額のうち、「資本的支出」に該当するもの
- (8) 事業所が従業員の福利厚生に供するために設置している施設
- (9) 中小企業損金算入特例を適用した資産（取得価額が30万円未満で即時償却するもの）
- (10) 取得価額が10万円未満の資産でも、通常の耐用年数で減価償却するもの（法人のみ）

## ■ 申告の必要がない資産

次に掲げる資産は申告の対象外になります。

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税客体となるもの（→8ページ 特殊自動車の取扱い）
- (2) 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、電話加入権、特許権など）
- (3) 非減価償却資産
  - (ア) 書画・骨とうなど希少性を有し、代替性がないもの
  - (イ) (ア)以外の美術品で、取得価額が1点100万円以上であるもの
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (5) 繰延資産（開業費など）
- (6) 耐用年数が1年未満又は**取得価額が10万円未満**の資産で、一時に損金（必要な経費）に算入するもの
- (7) 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却しているもの
- (8) ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満であるもの（法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するもの）
- (9) 信託行為によって償却資産を個人又は信託会社等に信託しているもの

## ■ 少額減価償却資産の会計処理と償却資産申告との関係について

税務会計上の処理方法	償却資産申告
資産ごとの耐用年数で通常償却	申告が必要です
一時に損金算入	申告は必要ありません
一括して3年間で償却	申告は必要ありません
中小企業損金算入特例適用※	申告が必要です

※ 中小企業損金特例により損金算入した資産については、地方税法における償却資産の規定により適用が認められていないため、償却資産の申告が必要となりますのでご注意ください。

## 8 国税との主な違い

固定資産税における償却資産は、以下の点で国税と取扱いが異なります。

区 分	地方税（固定資産税）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間（基準日）	暦年（賦課期日制度）※	事業年度
減価償却の方法	定率法（旧定率法）11ページ参照	定率法・定額法の選択制
前年中に新規取得した資産の償却方法	取得月にかかわらず半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費の扱い	区分評価 （改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します。）	原則区分評価

※ 地方税法（第359条）では、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日と定められています。

## 9 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建物附属設備（家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 家屋と設備等の所有者が同じ場合

取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

※区分について不明な資産がある場合は、資産税課までお問い合わせください。

### 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付け付けた内装・造作及び建物附属設備等については、償却資産として取り扱います（地方税法第343条第10項）。

設 備 等 の 内 容	家屋と建物附属設備の所有者が			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 店用簡易装備・簡易間仕切り		◎		◎
2 工場等の動力源である電気設備		◎		
3 ビル等における受変電設備、発電機・蓄電池設備		◎		
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		
5 局所型の冷暖房設備、ルームエアコン		◎		
6 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		
7 屋外に設置された給水塔、独立煙突		◎		
8 ネオンサイン、投光器、水銀灯、スポットライト		◎		
9 床・壁・天井仕上げ	○			
10 エアーカーテン、ドア自動開閉設備	○			
11 電気設備（2、3、4に該当するものを除く）	○			
12 全館集中制御式の冷暖房・通風・ボイラー設備（工場などの生産設備であるボイラーを除く）	○			
13 消火、排煙、災害報知設備	○			
14 屋内給排水、衛生、ガス設備	○			
15 昇降機設備	○			

※ 自己所有建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、償却資産としての申告の必要はありません。

# 10 税額等の算出方法

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1件ごとに賦課期日（1月1日）の評価額を算出します。また、原則として評価額の合計（決定価格）が課税標準額となります。

## 計 算 方 法

①前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に取得した資産

$$\text{評 価 額} = \text{取 得 価 額} \times \left( 1 - \frac{\text{耐用年数に応じた減価率}}{2} \right)$$

②前年前（令和6年1月1日以前）に取得した資産

$$\text{評 価 額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率})$$

## 計 算 例

取得価額1,000,000円、耐用年数10年(減価率0.206)の資産を前年9月に取得したと仮定します。

$$\text{今 年 度} = 1,000,000\text{円} \times \left( 1 - \frac{0.206}{2} \right) \text{※1} = 897,000\text{円}$$

$$\text{翌 年 度} = 897,000\text{円} \times (1 - 0.206) \text{※2} = 712,218\text{円}$$

$$\text{翌 々 年 度} = 712,218\text{円} \times (1 - 0.206) \text{※2} = 565,501\text{円}$$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度額（取得価額の5%）まで減価します。その後は最低限度額で据え置かれます。

（注）計算例の※1は、下記の（参考）減価率一覧表中の減価残存率「前年中取得（1-減価率/2）」の率に、※2は「前年前取得（1-減価率）」の率に置き換えることができます。

**税額（税相当額） = 課税標準額（評価額の合計） × 1.4/100（税率）で計算されます。**

※ 土地や家屋を所有している場合は、土地、家屋の課税標準額との合計額から税額が算出されます。

### （参考）減価率一覧表（減価残存率表を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	65	0.035	0.982	0.965
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	70	0.032	0.984	0.968
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928	100	0.023	0.988	0.977

※ 地方税法第388条に基づく総務大臣の告示である『固定資産評価基準』別表第15より作成したものです。

## 11 税率と免税点

**税率** : **税率 = 1.4 / 100**

税相当額は課税標準額（評価額の合計）×税率（1.4 / 100）で求められます。

**免税点** : 償却資産課税標準額の合計が**150万円未満**の場合は課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合でも**申告書の提出は必要**です。

## 12 非課税・課税標準の特例について

### ■ 非課税・課税標準の特例

地方税法348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。また、同法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産は、課税標準の特例の措置により税負担の軽減が図られています。

新たに該当する資産がある場合、

- 非課税該当の場合は「所定の様式（固定資産非課税申告書）」に、
- 特例該当の場合は「申告書の備考欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄」に、それぞれ必要事項を明記し、非課税・特例内容に係る書類や資料を添付し申告してください。

所定の様式は盛岡市のホームページからダウンロードするか、資産税課にご請求ください。

※盛岡市ホームページはこちら ▶



なお、添付書類等に不備があると適用を受けられない場合がありますので、詳細については事前にお問い合わせください。

### 特例が適用される償却資産の例

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマス発電）、公害防止設備（汚水・廃液の処理施設、特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設、下水道除害施設等）や浸水防止設備など

※盛岡市ホームページはこちら ▶



### ■ 被災資産の特例

平成24年度から、東日本大震災に関連した課税標準の特例の措置が講じられています（地方税法附則第56条第12項）。該当する資産がある場合はお問い合わせください。

※盛岡市ホームページはこちら ▶



## 13 実地調査等について

### ■ 申告内容の調査

適正に課税するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、償却資産の所有者に対して減価償却明細書（固定資産台帳）等関係資料の提出を求めるとともに、償却資産の状況について実地調査を行っています。実地調査では、申告していただいた内容を確認させていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

### ■ 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法及び盛岡市市税条例の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされると、地方税法の規定により罰金を科せられることがあります。